国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和８年度)

作成日　2026/10/26
最終更新日　2026/10/26

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2026/9/1
国立大学法人名		国立大学法人北海道大学
法人の長の氏名		総長　寶金　清博
問い合わせ先		総務企画部総務課総務担当 （TEL：011-706-2005、E-mail：s-soumu@general.hokudai.ac.jp）
URL		https://www.hokudai.ac.jp/pr/johokokai/governance-code/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		国立大学法人ガバナンス・コードの適合状況等について、2026年９月11日開催の第２回経営協議会において説明し、審議了承を得た。なお、経営協議会当日の議論における主な意見は以下のとおり。 【意見：原則２-４-１③】 ガバナンス・コードの各原則に適合する施策の多くは大学本部主導で進められているところだが、本部と部局等との連携を更に深め、部局等の特徴的な取組みも各原則に適合する施策として反映できるとよいだろう。 【対応状況】 大学本部と部局の連携は重要と認識しており、今後も「大学力強化ワークショップ」などの施策により部局等との対話の場を設け、連携強化を推進し、報告書にも各種取組みを反映して参ります。 【意見：原則１-２-③】 大学のビジョン実現のためには、外部からの質保証が重要と思われ、学生・教員を含む新たな枠組みでの評価があるとよりよいだろう。 【対応状況】 外部質保証については、法令に基づき、文部科学省による中期目標期間に係る業務実績の評価や、大学改革支援・学位授与機構による大学機関別認証評価を受審しております。また、学外者の視点を取り入れて客観性・公平性を担保するための仕組みを導入しており、令和８年度に第４期中期目標期間４年目終了時評価の「業務実績報告書」及び「達成状況報告書」に対して、ステークホルダーからの意見聴取を実施する予定です。
監事による確認		【意見】 ガバナンス・コードに定められた原則に係る適合状況等について、必要に応じてヒアリングを行うとともに、経営協議会をはじめとする学内諸会議に陪席し、当該会議の審議状況等を確認した。これにより、報告書の公表に至るまでのプロセスは適切なものと判断した。 本報告書の内容については、基本原則に概ね適合していることを確認した。

記載事項	更新の有無	記載欄
		【各項目に関する意見（１）：原則１－2④】 令和7年度に、従来の質保証報告書から、自己点検評価に代えているが、文中記載の「業務効率化の観点から」等の理由がHPには記載されていないため、一般の閲覧者からすると令和7年度版は未発行であるという印象を与えるかと思われる。閲覧者の理解に資するよう、変更の趣旨等の説明を記載することが望ましいのではないか。 【対応状況】 ご指摘を踏まえ、閲覧者に令和７年度版が未発行であるとの誤解を与えないよう、同ウェブページ（以下URL）に「令和７年度は、業務効率化の観点から、質保証報告書に代えて、HU VISION 2030の実現に向けた取組に係る進捗状況報告において自己点検評価を行っております。」との説明を追記いたします。 （URL：https://www.hokudai.ac.jp/pr/Quality/quality-assurance.html）
		【各項目に関する意見（２）：原則１－３⑥（４）】 「財務レポート」は2024年度版（内容は2023年度までのもの）まで掲載されており、その後作成されていない理由がHP上では不明となっている。これも上記と同様、閲覧者には意図が理解できず、発行が遅れている、あるいは、提供される情報が後退しているものと捉えられかねない。また、財務諸表において部局等のセグメント情報を個別に開示されているが、財務諸表では、本学の教育・研究との関連性について説明がなされている内容ではないため、「本学の現状や中長期にわたる価値創造に向けた取組等」がセグメント収支実績にどのように反映されているのかの具体的な説明を検討してはどうか。 【対応状況】 財務レポートは2024年度版を最後に終了し、その内容を「統合報告書」に引き継いでいます。本学ホームページの財務レポートのページにもその旨を記載しました（https://www.hokudai.ac.jp/pr/publications/zaimu/）。また、「本学の現状や中長期にわたる価値創造に向けた取組等」がセグメント収支実績にどのように反映されているのかをわかりやすくお伝えする方法を検討していきます。

記載事項	更新の有無	記載欄
		【各項目に関する意見（3）：原則１－４②】 次代の経営人材の育成としては、若手教員等を対象に現経営層が研修を行う「マネジメント・カンファレンス」があることから、読み手の理解が深まるよう、具体例に明記してはどうか。 【対応状況】 ご指摘を踏まえ、次代の経営人材の育成に関する取組みである「マネジメント・カンファレンス」について、以下のとおり下線部を追記いたします。 ［適合状況等に関する報告書の記載内容　原則１－４②関係（抜粋）］ ・また、経営人材の育成方針・フォローアップについては、令和３年５月に「国立大学法人北海道大学の経営人材の育成・確保方針」を作成・公表し、同方針の中で、「次代の大学運営を担う教員や職員を総長補佐に任命し、総長室の室員として運営に係る重要事項の企画及び立案等を行うことにより、法人経営の感覚を養う。総長補佐には、総長又は理事による経営や教学面に関する意見交換や研修を実施し、本学の長期目標等の理解を深める。」としています。 ・この総長補佐を対象として、大学全体の経営戦略に関する情報を共有し、諸課題に対する共通認識を醸成するとともに、将来の大学経営を担う人材として必要な知識及び経営感覚を主体的に考え、身に付けていくことを目的とした「大学マネジメント・カンファレンス」を、年５回程度開催しています。また、総長又は理事は、総長補佐の職務の遂行状況等について随時確認し、適切なフォローアップを行うこととしています。
		【各項目に関する意見（４）：原則２－１－２③】 R8.7.27、「本学医学部で行われたアイヌ研究に関する総長声明」が発出された。北海道大学は、社会との信頼関係を基盤として、教育・研究・社会貢献を推進することが求められている中にあって、総長が、本学の歴史的経緯を踏まえ、本学医学部において行われてきたアイヌ研究について、改めて深い反省を表明するとともに、アイヌの人びとに対しお詫びを申し上げたことは、教育研究機関である本学が社会的責任を果たす重要な取組として認識している。 当該取組は、本学が掲げる多様性の尊重及び社会との対話を重視する姿勢を具体的に示すものでもあり、大学ガバナンスの観点からも意義がある。 今後も、先住民族の尊厳と権利を尊重する学術の実現に向けて、その責任を果たし続けることを期待する。 【対応状況】 総長声明のとおり、今後も研究倫理と教育のあり方について見直しを続け、社会的責任を果たしてまいります。

記載事項	更新の有無	記載欄
		【各項目に関する意見（５）：原則３－４－１①】 「より効果的・明示的なけん制機能を果たすことができるようにするための体制」として、監事監査結果を、学内会議（理事会議、教育研究評議会、部課室長会議等）で報告する体制があるため、適合状況として記載してはどうか。 【対応状況】 ご指摘を踏まえ、下線部の文言を追記いたします。 ［適合状況等に関する報告書の記載内容　原則３－４－１①関係］ ・国立大学法人化により国立大学法人に監事が置かれてから、監事のサポートは総長直轄の監査室が行ってきましたが、令和3年4月1日に新たに監事直轄の「監事支援室」を設置し、監事の総長に対する第三者性・中立性を確保するとともに、監事の監査業務をサポートする体制を整備しています。<u>また、より効果的・明示的なけん制機能を果たすことができるようにするための体制として、監事監査結果については、学内会議で報告する体制としています。</u>
		【各項目に関する意見（６）：原則４－１①】 当該原則では、「情報の公表を行う目的、意味を考え、適切な対象、内容、方法等を選択し公表しなければならない。」としている。 　本学ガバナンス・コードは、本学ホームページ> 広報・公開 > 情報公開等 > 法令等に基づく公表事項 > その他の公表事項に掲載されており、深い階層にある。検索すればアクセスできるとは言え、国際卓越大学ではトップページからの浅い階層に位置付けられ、ガバナンスコードのページを備えるなどの工夫が施されていることから、今後、検討してはどうか。 【対応状況】 ガバナンス・コードの公開ページについて、よりアクセスしやすい階層へ変更いたしました。 本学ホームページホーム > 広報・公開 > 情報公開等 > 国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書 （https://www.hokudai.ac.jp/pr/johokokai/governance-code/）

記載事項	更新の有無	記載欄
		【各項目に関する意見（７）：原則４－２②】 「監事による総長等との定期的な意見交換会」は、第４期中期目標・中期期間内にKPIを設定する等しているが、R8.4.27理事会議において監査業務の一環であることを改めて明確にしたため、これを踏まえた記載にしていただきたい。 （修正案） ①当該意見交換は、国立大学法人法施行規則に定めのある「監事は、その職務を適切に遂行するため、役員及び教職員等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。」ことに基づく監事業務の一環として非常に重要と認識しています。なお、意見交換では、従前どおり、総長と理事や教職員とのコミュニケーションの健全性も確認しています。 【対応状況】 ご指摘を踏まえ、以下のとおり下線部分を追記いたします。 ［適合状況等に関する報告書の記載内容　原則４－２②関係（抜粋）］ ①総長と理事や教職員とのコミュニケーションの健全性等を確認するため、令和２年12月以降､監事による総長等との定期的な意見交換会を実施しています。当該意見交換は、国立大学法人法施行規則に定めのある「監事は、その職務を適切に遂行するため、役員及び教職員等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。」ことに基づく監事業務の一環として非常に重要と認識しています。なお、意見交換では、従前どおり、総長と理事や教職員とのコミュニケーションの健全性も確認しています。
		【各項目に関する意見（８）原則４－２②及び４－２④】 毒物及び劇物の管理に係る重大事案が発生したことを受け、実施された札幌市の立ち入り検査を受けた。 当該事案は、法令遵守及び安全管理の根幹に関わり、本学に対する社会からの信頼を損ないかねない重大な事案である。したがって、個別研究室における管理上の問題としてではなく、全学的な内部統制及びリスク管理の実効性を検証すべき事案として、厳正に受け止める必要がある。 本学は、全学的な点検及びガイドラインの改訂等を検討しているが、毒物及び劇物その他の危険物を取り扱う全構成員に対しては、改訂ガイドラインの周知徹底を図るとともに、継続的に改善措置の実施状況がモニタリングされ、役員等に定期的に報告される等、実効性のある体制整備を求める。 【対応状況】 ご指摘のとおり、毒物及び劇物の管理に関するガイドラインの改訂を検討しており、改訂後は、教職員向けの説明会及びガイドラインを組み込んだ化学物質取扱講習会を実施する予定でおります。これらの取組みにより改訂ガイドラインの周知徹底を図るとともに、継続的に改善措置の実施状況をモニタリングするといった実効性のある体制の整備を進めてまいります。

記載事項	更新の有無	記載欄
		【各項目に関する意見（9）補充原則４－２①・②・④】 本学において「組織的ハラスメント」が認定されたことは、コンプライアンス及び内部統制の実効性に重大な課題があることを示すものであり、本件を特定部局の事案として扱うことなく、全学的なガバナンス上の課題として検証し、その結果を法人運営の改善に反映する必要がある。 各部局等の長においては、自組織における意思決定過程、学生配属その他の教育研究上の取扱い及び管理監督体制について、類似するリスクの有無を主体的に点検し、必要な改善措置を講じられたい。 再発防止においては、個別事案への対応にとどめず、各部局等における意思決定過程、権限と責任の所在及び管理監督体制を検証することが重要である。大学本部においては、各部局等の見直し状況等を継続的に点検・把握し、役員等に報告する他、「組織管理者・責任者の理解向上」及び「ハラスメントを発生させない組織風土の醸成」を図り、教職員及び学生が安心して教育研究活動に従事できる環境の確保と社会的信頼の回復を求める。 【対応状況】 本学では、ハラスメント防止に関する研修として、学内の教職員が閲覧できる研修動画をオンラインで公開しているほか、各部局等からのFD・SDの実施依頼に応じ、ハラスメント相談室の専門相談員が学生及び教職員を対象とした研修を実施しています。なお、ハラスメント防止に関する研修は全教職員の受講を義務付けているものではないことから、今後は、全学的なハラスメント防止意識の向上を図るため、全教職員を対象とする研修の実施を予定しており、教職員及び学生が安心して教育研究活動に従事できる環境の確保と社会的信頼の回復に努めてまいります。
その他の方法による確認		

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

☑ **当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、**
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。

☐ **当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。**

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		当法人は、各原則をすべて実施しています。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則１－１ ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		・本学では、ミッション実現のためのビジョンとして、2014年に北海道大学創基150年に向けた近未来戦略（「近未来戦略150」）を、2023年にはHU VISION 2030を定めております。また、中期目標・中期計画の策定に当たっては、経営協議会の意見を聴くこと等により社会の要請の把握に努めています。なお、近未来戦略150、HU VISION 2030、中期目標・中期計画及び中期計画実行計画は公表しています。 （「近未来戦略150」：https://www.hokudai.ac.jp/introduction/plan/150150/） （「HU VISION 2030」：https://www.hokudai.ac.jp/introduction/plan/huvision2030/） （第４期中期目標・中期計画及び中期計画実行計画： https://www.hokudai.ac.jp/introduction/plan/chuki/folder3/）
補充原則１－２④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		・本学では、第４期中期目標期間において、中期目標・中期計画の進捗状況、大学評価基準の適合状況等を自己点検・評価し、その結果に基づき改善に係る取組を実施しており、質保証の実施状況は質保証報告書として毎年度公表しています。なお、令和７年度においては、業務効率化の観点から、質保証報告書に代えて、HU VISION2030の実現に向けた取組に係る進捗状況報告において自己点検評価を行いました。 （北海道大学における質保証：https://www.hokudai.ac.jp/pr/Quality/quality-assurance.html）
補充原則１－３⑥（１） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		・本学では法令に則り、役員会を主軸とし、経営協議会及び教育研究評議会において重要な事項を審議しています。 ・また、理事を各所掌における最高責任者として指名し、各理事の所掌範囲の権限と責任を明確化（北大版シェアド・ガバナンス）するとともに、大学院においては、伝統的な学問分野での研究の蓄積を発展的に継承しつつ、先端的・学際的な研究と知識の教授を行うため、学生所属組織である「学院」と教員所属組織である「研究院」を分離し、経営及び教学運営の責任の明確化と自主的・自立的・戦略的な法人運営を可能する体制を構築しています。 ・特に、エビデンスに基づいたシェアド・ガバナンスの実現を支える経営戦略策定基盤としてIR戦略プラットフォームを構築し、全ての部局長に対して、教育、研究及び財務データ等を可視化した「北海道大学Business Intelligence」（北大BI）ツールによるインタラクティブな可視化データを提供しています。 ・令和6年10月には、総長及び総括理事に対する支援機能を強化することにより、総長と総括理事の緊密な連携を担保すること、本学の運営に係る重要事項について、学内外の情勢を的確に把握することにより、戦略的に企画及び調整を行い、もって本学の円滑な運営に資することを目的として、経営企画本部を設置しました。
補充原則１－３⑥（２） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		・教員については、「国立大学法人北海道大学における教員選考についての指針」を策定し、本学において教員選考を行う際の基本的理念として、国際的な公募を原則とすること、外国を含む他大学等での経歴・経験を重視すること、教員の男女比に配慮すること、及び民間企業等との人事交流を促進することを掲げています。 (教員選考についての指針： https://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000502.html) ・また、この指針における基本理念について、より具体的かつ実効性を持たせるべく、令和２年度に「国立大学法人北海道大学における総合的な人事計画」を策定し、同計画の中で、年齢構成の適正化、人材の多様性の確保、流動性の向上を目標として掲げています。併せて、人事計画に掲げる目標達成に向けた具体的方策等を定めるとともに、同計画の進捗管理を行うため、「国立大学法人北海道大学における総合的な人事計画の実行計画」についても策定しています。なお、人事計画の実行管理については、経営企画本部に置く人事計画検討部会において行うこととし、同計画で掲げる「年齢構成の適正化」の指標である、本学が目指す職位別教員比率の実績値とともに、本学HPにおいて公表しています。 （総合的な人事計画：https://www.hokudai.ac.jp/pr/johokokai/pub/other/） ・職員については、求める人材像及び人事基本方針を策定し、当該方針に基づいた適材適所の人員配置を行っています。

記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則１－３⑥（３） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		・中期目標の実現に向け、財務基盤の強化に関するKPIを設定するとともに、中期計画において、中期目標期間（令和4年度～令和9年度）の予算、収支計画及び資金計画を策定し公表しています。 （「中期目標・中期計画」：https://www.hokudai.ac.jp/introduction/plan/chuki/folder3/）
補充原則１－３⑥（４）及び補充原則４－１③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）		・財務諸表において、部局等のセグメント情報を個別に開示しています。 （財務諸表：https://www.hokudai.ac.jp/pr/johokokai/pub/22jo/finance/） ・本学の現状や中長期にわたる価値創造に向けた取組等を広範なステークホルダーによりわかりやすく伝えるため、「統合報告書」を作成し、本学webサイト上で公開しています。 　なお、令和8年度の統合報告書は、本学が2030年において目指す姿を示した「HU VISION2030」の実現に向けた目標や課題等に明確な方向性を示すとともに、「教育」「研究」「社会との共創」のページに担当理事メッセージを掲載、創基150周年を迎える本学が未来に向けて展開する記念事業や研究分野についても紹介するなど、さらに内容を充実させ発行する予定です。 （統合報告書：https://www.hokudai.ac.jp/pr/publications/integrated/）
補充原則１－４② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針		・総長及び理事を補佐するため、管理職・部局長クラスの教授及び中堅クラスの准教授を総長補佐に任命し、本学の運営に係る重要事項について企画及び立案等を行うために設置している総長室の室員として法人経営の一端を担っています。 ・また、経営人材の育成方針・フォローアップについては、令和３年５月に「国立大学法人北海道大学の経営人材の育成・確保方針」を作成・公表し、同方針の中で、「次代の大学運営を担う教員や職員を総長補佐に任命し、総長室の室員として運営に係る重要事項の企画及び立案等を行うことにより、法人経営の感覚を養う。総長補佐には、総長又は理事による経営や教学面に関する意見交換や研修を実施し、本学の長期目標等の理解を深める。」としています。 ・この総長補佐を対象として、大学全体の経営戦略に関する情報を共有し、諸課題に対する共通認識を醸成するとともに、将来の大学経営を担う人材として必要な知識及び経営感覚を主体的に考え、身に付けていくことを目的とした「大学マネジメント・カンファレンス」を、年５回程度開催しています。また、総長又は理事は、総長補佐の職務の遂行状況等について随時確認し、適切なフォローアップを行うこととしています。 （経営人材の育成・確保方針について：https://www.hokudai.ac.jp/pr/johokokai/pub/other/）
原則２－１－３ 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		【理事について】 ・「国立大学法人北海道大学理事の任命及び任期に関する規程」において、「理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、総長が任命する。」と規定しており、複数の理事に最高責任者を命じ、所掌範囲の権限と責任を明確にした上で、適切な人材を選任しています。 （理事の任命及び任期に関する規程： https://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000440.html） ・理事の取組や業務に対し、総長が各理事と面談を行い、業務の進捗状況を確認するとともに貢献度を確認し、適切な評価と処遇を行っています。 【副学長、学部長・研究科長等の法人の長又は学長を補佐するための適切な人材について】 ・本学の総長支援体制を強化し、益々広範にわたっていく大学運営を適切に遂行していくため、令和６年４月に、総長の補佐等を行う副学長、副理事及び総長補佐について、人数制限を設けず大学運営に必要な人員を柔軟に配置できるよう見直しを行うとともに、適切な人材を選任しています。 ・総長は、部局長候補者に対して自ら面接を実施し、部局運営の在り方や部局の方針・課題等に関する考え方について確認のうえ、部局長の選任を行っています。 ・また、副学長・部局長の中から、特に大学運営に貢献したもの又は大学の発展に寄与したものと総長が認めた者に対して、給与・賞与等の処遇面に適切に反映できる体制としています。 【法人の長によるビジョン実現のための業務の総理、内部統制システム・リスク管理体制の適切な運用及び見直しについて】 ・本学では、総長自らが内部統制の責任者であることを明確化するとともに、内部統制システムについては、毎年度テーマを選定し、モニタリングを実施し継続的に改善を図っています。また、リスク管理体制については、定期的に委員会を開催し、必要に応じて見直しを図っています。 （内部統制要項：https://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000816.html）

記載事項	更新の有無	記載欄
原則２－３－１ 役員会の議事録		・役員会は、原則月１回開催（必要に応じて臨時開催）し、重要事項について十分な検討・討議を行うとともに、適時かつ迅速な審議を行っています。議事録についてはホームページに公開しています。 （掲載箇所：https://www.hokudai.ac.jp/introduction/gov/committee/committeeR8/com-yakuinkai.html）
原則２－４－２ 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		・法人経営業務に精通した人材、行政・大学業務に精通した人材及び研究開発業務・事業経営に精通した人材を産業界等から理事に登用し、その経験と知見を法人経営に活用することで、経営層の厚みを確保しており、選任理由を公表しています。 （公表箇所（「略歴」に記載）：https://www.hokudai.ac.jp/introduction/gov/yakuin.html）
補充原則３－１－１① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		・経営協議会の学外委員は、①経済界（企業経営に深い知見を有する者）、②官界（国や地方自治体における政策に高い識見を有する者）、③教育界（高等教育に精通する者）、④卒業生（国内外の多様な職場で活躍し多くの経験や情報を有する者）、⑤その他（本学が発展する上で特に必要な分野において専門的知識を有する者（病院関係者、法曹関係者、言論・出版関係者等））の５区分から、大学に関し広くかつ高い識見を有する者を選出する方針としています。 ・また、会議の運営にあたっては、国立大学法人法の法定事項の審議のみならず、広く意見交換を行う場として活用しており、意見交換の時間配分やテーマ設定など、より効果的な運営方法について選考方針と併せてホームページに公表しています。 （掲載箇所：https://www.hokudai.ac.jp/introduction/pdf/210212_keiei_kasseika.pdf）
補充原則３－３－１① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		・北海道大学総長選考・監察会議において、選考の都度、総長に求められる資質、能力を示した選考基準である「望まれる総長像」を定め、公表しています。 （https://www.hokudai.ac.jp/introduction/gov/soucyo/20240725_sochouzou.pdf） ・当該基準を踏まえ、総長選考・監察会議による候補者への公開及び非公開のヒアリングを行い、総長たる資質・能力を備えているかを各委員が慎重に検討した後、合議による丁寧な議論を行った上で総長を決定しています。意向聴取については、総長選考・監察会議での検討にあたっての参考として実施しているものです。なお、総長選考・監察会議の意思決定が過度に意向聴取に縛られないよう、令和７年度に実施した総長選考では、従前の各候補者に対する投票を行っていた方式を見直し、各候補者が所見に掲げる「経営目標」「現状認識」「実行戦略」の３項目について、それぞれどの候補者の所見内容に賛同するかを問う意向聴取へ変更しました。 ・令和7年度に実施した総長選考の結果、選考過程及び選考理由については、本学ホームページにおいて公表しています。（https://www.hokudai.ac.jp/news/2025/11/next-president.html）
補充原則３－３－１③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		・総長の任期については、総長が適切にリーダーシップを発揮できる期間について検討し、大学の中期目標・中期計画期間が６年間であることと、自らが定めた中期目標・中期計画期間を実行することが可能となる期間との均衡等を踏まえ、令和７年４月１日付で規程を改正し、６年（再任なし）から、６年（４年に限り再任可）に変更しており、そのことを本学ホームページにおいて公表しています。 （https://www.hokudai.ac.jp/introduction/gov/soucyo/）
原則３－３－２ 法人の長の解任を申し出るための手続き		・総長選考・監察会議規程において、解任の申出の手続きに関する規定を定め、公表しています。 （https://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000491.html（第１８条））
補充原則３－３－３② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		・総長選考・監察会議規程において、総長の業務執行状況の確認及び業績評価にかかる規定を定め公表しています。（https://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000491.html（第２条第２項）） ・また、業務執行状況の確認及び業績評価の結果について、本学ホームページで公表することとしています。（https://www.hokudai.ac.jp/introduction/gov/soucyo/）
原則３－３－４ 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由		・選任方法及び選任理由について、教育研究評議会では分野に偏りが生じないよう評議員を所属部局に応じて５つのブロックに分け、各ブロックから１名ずつ投票により選出していること、また、経営協議会では投票の際に、各委員の略歴書の共有や選出区分の提示等により、各委員が総長選考・監察会議委員に相応しい人物を充分検討できるように選考を行っていることを公表しています。 （https://www.hokudai.ac.jp/introduction/gov/committee/committeeR8/（構成員名簿に付記））
原則３－３－５ 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		・総長選考・監察会議規程を改正し、大学統括理事の設置に関する事項を審議事項に加えましたが、本学では大学統括理事は設置していません。

記載事項	更新の有無	記載欄
基本原則４及び原則４－２ 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		【内部統制の仕組み・公表について】 ・本学では「国立大学法人北海道大学コンプライアンス基本規程」を定め、基本方針を定めるとともに、基本的な体制を構築し、公表しています。 （規程：https://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000808.html） （体制：https://www.hokudai.ac.jp/pr/pdf/3.kopurataisei2607.pdf） ・事務職員の業務について、事務処理の効率化を図る観点から、共通事務処理マニュアルを整備しており、日々の業務の中で当該マニュアルを参照のうえ、自己点検しながら業務実施できる体制を整備しています。 ・内部監査については、これまでの監査における不適切事例、繰り返し指摘される事例等を踏まえて、毎年度作成する監査計画に基づき実施しています。監査結果は全学へ報告するとともに、年数回、事務局担当課と情報共有・意見交換を行い、必要な改善措置を求めるほか、必要に応じてその後のフォローアップも行い、適正な職務執行を図っています。 ・本学では、平成21年9月から公益通報に係る通報窓口を学内、学外に設け、本学ホームページや新任教員向けハンドブックにて周知しています。通報案件は総括責任者である理事の指示の下、学内規程に基づき適切に処理しています。 （通報窓口：https://www.hokudai.ac.jp/pr/johokokai/whistle-blowing/ （学内規程：https://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000723.html） ・公益通報者の保護については、「国立大学法人北海道大学における公益通報の処理及び公益通報者の保護等に関する規程」に基づき、通報者に対し不利益な取扱いを行わないこととしているほか、事後、公益通報したことを理由とした不利益な扱いを受けていないか継続的に通報者へ確認する等、適切な措置を講じています。コンプライアンス事案に係る通報者の保護についても、「国立大学法人北海道大学コンプライアンス基本規程」に基づき、公益通報者の保護に係る規定を準用し、同様の措置を講じています。 （https://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000723.html） （https://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000808.html） 【内部統制の実効性・見直しについて】 ・本学では、業務方法書及び内部統制要項に基づき、内部統制の仕組みによるモニタリングを毎年実施しています。モニタリングのテーマは役員会の議を経て決定され、その後、通常業務から独立した観点で、監査室がモニタリングを実施します。監査結果は総長に報告され、さらに総長から役員会へ報告されることで、内部統制の実効性を高め、法人経営の見直しに活かす体制を構築しております。 ・令和元年度に係る業務の実績に関する評価結果を踏まえ再検討した結果、内部統制の実効性が十分ではなく、更なる強化・改善が必要であったことから、総長のリーダーシップが健全に発揮されるための以下の４つの取組を導入し、法人法で定めた監事機能等をより実効性の高いものに改善を図っています。 ①総長と理事や教職員とのコミュニケーションの健全性等を確認するため、令和２年12月以降､監事による総長等との定期的な意見交換会を実施しています。当該意見交換は、国立大学法人法施行規則に定めのある「監事は、その職務を適切に遂行するため、役員及び教職員等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。」ことに基づく監事業務の一環として非常に重要と認識しています。なお、意見交換では、従前どおり、総長と理事や教職員とのコミュニケーションの健全性も確認しています。 ②令和3年度より、総長選考・監察会議において、総長の業務執行状況の確認又は業績評価を、就任１年目を除く毎年度行うこととしました。確認結果・評価結果については、総長選考・監察会議から総長へ伝達するとともに、ホームページにて公表します。令和７年度には、任期の最終年度となることから「特筆すべき点又は順調に進んでいる点」、「改善すべき点」のほか、在任期間を通じた特記事項について、主要部局及び事務局の意見を十分な時間をかけて集約を行い、総長が就任前後に表明した方針やガバナンス・コードの適合状況等も資料とし、総長選考・監察会議において総長及び理事とそれぞれ意見交換を実施したうえで確認結果を決定し、公表しています。 （https://www.hokudai.ac.jp/introduction/pdf/R7_gyomusikkoukakunin.pdf） ③監事から総長選考・監察会議への情報共有体制強化について、総長選考・監察会議から総長への提言（令和３年３月）を受け、令和３年９月１日付で学内規程を改正し、総長による非違行為事案は監事が総長選考・監察会議へ報告することを明記する等、手続きの可視化を行いました。 ④総長のリーダーシップの下、理事・副学長の役割、権限、責任を明確化して各々の機能強化を図ることをもって、大学全体の改革・発展を図るため、４名の理事・副学長を、教育や研究など主要な分野について最高責任者に任命しています。

記載事項	更新の有無	記載欄
原則４－１ 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		【対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況について】 ・下記補充原則４－１①に記載しています 【コストの見える化の推進、法人の活動状況・資金の使用状況等の公表について】 ・財務諸表において、部局等のセグメント情報を個別に開示しています。 （財務諸表：https://www.hokudai.ac.jp/pr/johokokai/pub/22jo/finance/） ・本学の現状や中長期にわたる価値創造に向けた取組等を広範なステークホルダーによりわかりやすく伝えるため、「統合報告書」を作成し、本学webサイト上で公開しています。 　なお、令和8年度の統合報告書は、本学が2030年において目指す姿を示した「HU VISION2030」の実現に向けた目標や課題等に明確な方向性を示すとともに、「教育」「研究」「社会との共創」のページに担当理事メッセージを掲載、創基150周年を迎える本学が未来に向けて展開する記念事業や研究分野についても紹介するなど、さらに内容を充実させ発行する予定です。 （統合報告書：https://www.hokudai.ac.jp/pr/publications/integrated/） 【学生が享受できた教育成果を示す情報の公表について】 ・下記補充原則４－１②に記載しています
補充原則４－１① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		・法令に基づく公表事項、点検・評価及び監査体制とその結果等を本学Webサイト「広報・公開」に掲載することで、本学の教育・研究・社会貢献活動が適切に行われていることを多様な関係者に広く公表しています。 ・また、本学webサイトのトップページでは、ビッグバナーの有効活用やトピックスとして「研究発表」「イベント情報」「入試情報」のタグ付けを行うなど、閲覧者が必要な情報を容易に見つけることができるように配慮し、公表しています。 ・加えて、多様なステークホルダーに対して本学の取組を広く知ってもらうため、SNS（Facebook、X、Instagram、YouTubeなど）を活用し、様々な手法で情報を発信しています。 ・本学の特色ある教育研究活動を社会に向けてわかりやすく発信するため、総長と本学研究者との対談動画「総長が行く『知の探訪』」を公開しています。 ・総長、理事、副学長等の考えや人柄等を広く社会に向けて発信するため、「総長コラム」及び「理事・副学長・副理事コラム」を本学webサイト上で公開しています。また、国内外における多様なステークホルダーに向けた情報発信のため、英語による総長コラム「President's Column」を公開しています。令和8年度初めには、総長特設サイトをリニューアルしました。より見やすく分かりやすいデザインへと改善し、利用者が目的の情報へ円滑にアクセスできるようにメニュー構成を見直しました。さらに、新たに「#北大総長 on X」を設置し、SNSとの連携を強化することで、タイムリーな情報提供を推進しています。 ・ウェブマガジン「リサーチタイムズ」を通じて、本学における研究の魅力を広く社会に向けて発信しています。なお、令和7年度には、英文公式webサイトをリニューアルし、基本情報を充実させるとともに本学の魅力を積極的に発信しています。 （本学webサイト「広報・公開」： https://www.hokudai.ac.jp/pr/） （本学webサイト トップページ： https://www.hokudai.ac.jp/） （本学webサイト「総長が行く『知の探訪』」： https://www.hokudai.ac.jp/president/taidan.html） （本学webサイト「総長コラム」： https://www.hokudai.ac.jp/president/column/index.html） （本学webサイト「President's Column」： https://www.hokudai.ac.jp/president/column/index_en.html） （本学webサイト「理事・副学長・副理事コラム」： https://www.hokudai.ac.jp/introduction/directors/） （本学webサイト「リサーチタイムズ」： https://www.hokudai.ac.jp/researchtimes/） （本学英文公式webサイト トップページ： https://www.global.hokudai.ac.jp/） （本学公式Facebook［日本語］https://www.facebook.com/HokkaidoUniversity［英語］ https://www.facebook.com/HokkaidoUni） （本学公式X［日本語］https://x.com/HokkaidoUnivPR［英語］https://x.com/HokkaidoUni） （本学公式Instagram［日本語］https://www.instagram.com/hokkaidounivpr/［英語］ https://www.instagram.com/hokkaidouni/） （本学公式YouTube［日本語］https://www.youtube.com/user/hokudaihome［英語］ https://www.youtube.com/c/HokkaidoUni）

記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則４－１② 学生が享受できた教育成果を示す情報		【学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠、学生の満足度】 ○北海道大学の教育における3つの方針 ・本学では、４つの基本理念の下、全学の学位授与、教育課程編成・実施及び入学者受け入れに関する３つの方針を定めており、各学部・学院等では、これに基づきそれぞれの方針を定めています。これらの方針は、本学ホームページに掲載するなどして外部に公表しています。 ・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）では、学士課程と大学院課程において身に付けるべき能力等を学位授与水準として定め、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）では、学位授与の方針に掲げる人材を養成するため、どのような教育課程を編成し実施するのかを定めています。 ・また、入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）では、本学が求める学生像を示し、本学の学士課程教育を受けるにふさわしい学力を備えた学生を、多様な選抜制度により受け入れています。 ・本学の学生は、これらの方針に沿った選抜方法で入学し、本学の教育課程で学ぶことにより、学位授与水準を満たす学力・能力・資質を身につけることが出来ます。 （北海道大学の教育における3つの方針： https://www.hokudai.ac.jp/introduction/plan/policy/threehoushin/） ○学生アンケート結果の公表 ・大学生活を通した自身の能力の変化及び満足度について、毎年アンケートを行っており、本学ホームページに掲載して外部に公表しています。 調査項目： １．卒業後5年、10年、15年の卒業生 ①　卒業生の満足度 ②　在学中に身についた能力：一般的な教養、専門分野や学科の知識、文章表現の能力、外国語の運用能力 ③　大学生時代に身につける重要性 ④　卒業生の学修時間 https://app.powerbi.com/view?r=eyJrIjoiZDcxMDljYmUtZDdhNy00ZTY2LWEyOWItM2Q0MzViN2UxYmE3IiwidCI6IjVhODQ1M2E2LTFmMTYtNGEwZi05MTU5LWQyZjdiZGEwYzM4OSJ9 （※卒業生アンケートのみ2025年度版集計結果は2026年秋頃公表予定） ２．学士課程1年生及び3年生 ①　大学生の時間の使い方 ②　大学生の満足度 ③　大学生の能力アップ度（社会人力）：批判的に考える能力、リーダーシップ、異文化の人々と協力する能力、コミュニケーション能力 ④　大学生の能力アップ度（学力）：一般的な教養、専門分野の知識、文章表現の能力、外国語の運用能力 https://app.powerbi.com/view?r=eyJrIjoiN2U2M2Y4Y2YtNjAxNi00Y2Q4LWIyYjEtOTlmNzY1YTA4NGNkIiwidCI6IjVhODQ1M2E2LTFmMTYtNGEwZi05MTU5LWQyZjdiZGEwYzM4OSJ9 ３．大学院生 ①　大学院生の満足度 ②　在学時に身につけた能力：分析や問題解決能力、専門分野の知識、独創的な発想力、情報収集能力 ③　本学受験の理由 ④　大学院生の活動時間 https://app.powerbi.com/view?r=eyJrIjoiYzMyZDNmMDQtMDdhYy00NGI0LTg0NmMtNGY4Yjc4MTlhNTczIiwidCI6IjVhODQ1M2E2LTFmMTYtNGEwZi05MTU5LWQyZjdiZGEwYzM4OSJ9 　さらに、学生の満足度については、本学学生の生活実態や本学に対する期待・要望などを把握するため、４年に１回「学生生活実態調査」を実施しており、本調査の中で「学生生活の満足度」について２００９年より調査を行い、直近３回分の調査結果等を本学ホームページに掲載するなどして外部に公表しています。 （https://www.hokudai.ac.jp/gakusei/campus-life/note/）（2022,2018,2014） ○学生の進路状況等 　学生の進路状況について、学士、修士、専門職、博士の修了者等の進学者数及び就職先別の就職者数を、本学概要に掲載し、ホームページに掲載するなどして外部に公表しています。 （https://www.hokudai.ac.jp/introduction/pdf/2026_hokudai-gaiyou.pdf#page=44） （2026年度版）

記載事項	更新の有無	記載欄
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		下記事項についてはHP（https://www.hokudai.ac.jp/pr/johokokai/pub/）で公表しています。 ■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 ■医療法施行規則第7条の2の２及び同規則第7条の3に規定する情報 ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報